

# 松山市内の事業所から出る可燃ごみは 黄色透明袋に入れてください!

市内の各家庭及び近隣市町から出されるごみと区別するため、松山市では、事業系一般廃棄物を市ごみ処理施設へ搬入する際に、**黄色透明袋**を使用するルールがあります。事業所には個人商店等も含まれます。

市ごみ処理施設で処分する可燃ごみ（事業系一般廃棄物）は、リサイクルできない生ごみや紙類（ティッシュ、紙皿、紙コップ、500ml未満の紙パック等）、落ち葉などです。

リサイクルできる生ごみや剪定枝などの木くず、OA用紙や新聞紙等の紙類は、民間許可業者や古紙問屋でリサイクルを行きましょう。

詳しくは、[松山市ホームページ「事業者用ごみ分別はやり帳」](#)で内容をご確認ください。



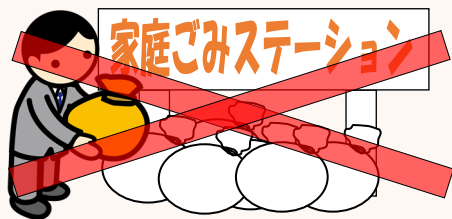
事業者用ごみ分別  
はやり帳

松山市  
ホームページ



## 注意

- ◆ 家庭ごみステーションに事業系ごみを出してはいけません。収集運搬業者に依頼するか、クリーンセンターに直接持込してください。
- ◆ 市ごみ処理施設に産業廃棄物を出すことはできません。プラスチック等の産業廃棄物が混入しないよう分別しましょう。



家庭ごみステーションに事業系ごみを出す行為は、不法投棄にあたる場合がありますので、絶対にしないでください。



市ごみ処理施設では一般廃棄物しか処理できません。プラスチック類などの産業廃棄物が混入しないよう分別しましょう。

お問合せ

松山市環境部廃棄物対策課  
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 FAX 089-934-1928

TEL (089) 948-6959